

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

宮部龍彦 様



事件番号 令和6年（ラ許）第444号
許可抗告申立て事件
申立人 宮部龍彦
相手方 （閲覧制限）外3名

許可抗告申立て通知書

申立人 宮部龍彦 様

令和6年10月21日

〒100-8933

東京都千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所第8民事部E4係

裁判所書記官 大 野 照 平

電話 03-3581-2016

FAX 03-3580-3841

下記の事件の決定（命令）に対して許可抗告の申立てがありましたので、民事訴訟規則209条、189条1項（口行政事件訴訟法7条）により通知します。

記

令和6年（ラ）第2128号 移送申立却下決定に対する抗告事件

許可抗告申立て理由書の提出について

東京高等裁判所

- 1 許可抗告申立書に許可抗告申立ての理由を記載していないときは、許可抗告申立て通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から14日以内に、「許可抗告申立て理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法337条6項、315条1項、民事訴訟規則210条参照）。
なお、特別抗告の提起と許可抗告の申立ての両方をしている場合であっても、「特別抗告理由書」と「許可抗告申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 許可抗告申立て理由書には、許可抗告申立ての理由のほか、当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、付属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、申立人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 許可抗告申立ての理由は、次の要領で、簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法337条6項、315条2項、民事訴訟規則209条、199条1項、191条2項、3項、192条、193条参照）。
 - (1) 許可抗告申立ての理由は、原決定又は命令に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示して記載してください。
 - (2) 上記の場合において、法令を示すには、その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については、その趣旨）を掲記し、その法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記してください。また、原決定又は命令に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることを主張するときは、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。
- 4 許可抗告申立て理由書には、正本1通のほかに、相手方の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば、相手方が1人の場合は、正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則209条、195条参照）。
- 5 許可抗告申立て理由書を期間内に提出しなかったり、許可抗告申立ての理由の記載が所定の方式に反している場合は、許可抗告の申立ては不許可になる場合がありますから、注意してください。

以 上